



鳥取県公報

平成18年 3月31日(金)
号外第50号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (18) (税務課) 4
	鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の 一部の施行期日を定める規則 (19) (長寿社会課) 4
	障害者自立支援法の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則 (20) (障害福祉課) 4
	鳥取県市町村交付金条例施行規則 (21) (地域自立戦略課) 8

———公布された規則のあらまし———

障害者自立支援法の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

障害者自立支援法の施行等に伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次のとおり、障害者自立支援法の施行等に伴う所要の改正を行う。

改正する規則	改正の内容
鳥取県公害防止条例施行規則	保育所の定義について、規則中引用している児童福祉法の根拠条項を改める。
鳥取県立保育専門学院学則	児童福祉施設の定義について、規則中引用している児童福祉法の根拠条項を改める。
鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則	ア 措置費の徴収の対象となる医療の給付措置の定義について、規則中引用している児童福祉法の根拠条項を改める。 イ その他所要の規定の整備を行う。
鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則	児童福祉施設の定義について、規則中引用している児童福祉法の根拠条項を改める。
鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則	負担命令の対象となる医療の給付の定義について、規則中引用している児童福祉法の根拠条項を改める。

(2) 施行期日は、平成18年 4月1日とする。ただし、(1)の 、 、 並びに 及び の一部は、同年 10月 1日とする。

鳥取県市町村交付金条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県市町村交付金条例 (以下「条例」という。) の設定に伴い、その施行に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

(1) 趣旨	この規則は、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(2) 適用	条例及びこの規則に定めるもののほか、市町村交付金に関しては、一部を除き、鳥取県補助金等交付規則の定めるところによる。
(3) 市町村交付金の対象事業	<p>市町村交付金の交付対象となる人件費は、次の経費とする。</p> <p>ア 非常勤職員、臨時的任用職員等に係る報酬その他の経費</p> <p>イ 法令の規定によらず予算措置により任意に設ける検討組織の委員等に係る報償費その他の経費</p> <p>団体等の活動に要する経費に対して県及び市町村その他の団体等が応分の負担を行う場合における当該市町村の負担に要する経費は、市町村交付金の対象経費としない。</p> <p>市町村交付金対象事業の具体的な内容を定める。</p>
(4) 最低保証額	<p>市町村交付金の最低保証額の総額（以下「最低保証額総額」という。）は、「市町村交付金の総額×3/4」を上限とする。</p> <p>市町村ごとの最低保証額（以下「個別最低保証額」という。）は、「最低保証額総額×1/2÷対象市町村数」に、「最低保証額総額×1/2の額を各市町村の財政規模及び財政力指数を勘案して知事が別に定める方法により配分して得られる額」を加えて得られる額とする。</p>
(5) 市町村ごとの市町村交付金の額	<p>市町村ごとの市町村交付金の交付額は、次の額の合計額の範囲内の額とする。</p> <p>ア 次のいずれか低い額</p> <p>(ア) 個別最低保証額</p> <p>(イ) 当該市町村における市町村交付金対象事業に要した額×1/2</p> <p>イ 個別最低保証額を超える事業を実施した市町村にあっては、(ア)を(イ)で按分して得られる額（以下「調整交付額」という。）</p> <p>(ア) 市町村交付金の総額 - アにより各市町村に交付する額の合計額</p> <p>(イ) 各市町村において市町村交付金対象事業に要した事業費の額</p> <p>市町村ごとの調整交付額は、「当該市町村において市町村交付金対象事業に要した事業費の額×1/2 - 個別最低保証額」を上限とする。</p>
(6) 市町村交付金の交付	<p>市町村交付金の交付を受けようとする市町村長は、毎年度2月末日までに、市町村交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>知事は、の市町村交付金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、市町村交付金を交付すべきものと認めるときは、毎年度3月15日までに、市町村交付金の交付額を決定し、市町村に対して市町村交付金を交付するものとする。</p> <p>知事は、の審査において、市町村交付金の予算額に対して所要額が過大であるとき、その他当該交付申請の内容では市町村交付金の交付目的を達成することができないと認めるときは、交付申請に係る事項に修正を加えて交付決定をすることができる。</p> <p>市町村交付金の申請額は、市町村が申請時までに市町村交付金対象事業として実施又は当該年度中に実施が確実である事業費の総額とする。</p>
(7) 市町村交付金対象事業の実施	市町村交付金の交付を受けようとする市町村長は、市町村交付金の交付額の決定を受けずに、当該事業年度の年度当初から市町村交付金対象事業を実施することができる。
(8) 市町村交付	知事は、市町村からの申出があるときは、「個別最低保証額×1/2」（以下

金の交付の方法	<p>「概算払上限額」という。)を上限として、概算払の方法により毎年度7月末までに市町村交付金を交付するものとする。</p> <p>知事は、市町村交付金を概算払上限額まで交付していない場合において、市町村から追加交付の申出があるときは、概算払上限額を上限として、毎年度12月末までに市町村交付金を追加交付するものとする。</p>
(9) 公表の方法	<p>規則で定めることとされている公表の方法は、報道機関へ資料を提供する方法とする。</p>
(10) 市町村交付金対象事業の実績等の報告	<p>市町村交付金の交付を受けた市町村長は、当該交付を受けた年度の2月末から翌年度の6月末日までの間に、市町村交付金対象事業実績報告書及び市町村交付金実施結果調書を作成し、知事に提出するものとする。</p>
(11) 交付事務監査及び評価	<p>知事は、(10)の市町村交付金対象事業実績報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査その他の検査及び市町村交付金の運用に関する意見の聴取を行うものとする。</p> <p>の審査及び検査において、市町村交付金が条例等の規定に基づき適正に執行されていないと認められるときは、当該適正に執行されていない部分に相当する額を、当該審査及び検査に係る市町村交付金の事業年度の翌年度の市町村交付金の交付額から減じるものとする。</p> <p>の審査及び検査において、条例の規定により交付した市町村交付金の額が、県が市町村に対して交付すべき市町村交付金の額を超えて交付していることが判明したときは、当該超過交付額を、当該審査及び検査に係る市町村交付金の事業年度の翌年度の市町村交付金の交付額から減じるものとする。</p> <p>の超過交付額に対し、当該超過を生じた事業年度の翌年度の市町村交付金の交付額が不足する場合は、知事は、市町村長に対して当該不足額を返還させるものとする。</p> <p>の審査及び検査において、条例の規定により交付した市町村交付金の額が、県が市町村に対して交付すべき市町村交付金の額に不足していることが判明したときは、当該不足額を、当該審査及び検査に係る市町村交付金の事業年度の翌年度の市町村交付金の交付額に加えるものとする。</p> <p>県が市町村に対して交付すべき市町村交付金の額の算定に用いる市町村ごとの市町村交付金対象事業の事業費の総額は、交付決定額の対象となった事業費の総額を上回らないものとする。</p> <p>の意見の聴取において市町村交付金の運用に関する意見があったときは、知事は、市町村交付金制度の見直しに当たり、これを参考にするものとする。</p>
(12) 雑則	<p>条例及びこの規則に定めるもののほか、市町村交付金に係る事務の円滑かつ適正な執行を図るため必要な事項は、知事が別に定める。</p>
(13) 施行期日等	<p>施行期日は、平成18年4月1日とする。</p> <p>この規則は、平成21年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。</p>

規 則

鳥取県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第18号

鳥取県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第98号）の施行期日は、平成18年4月1日とする。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第19号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第24号）附則第1項ただし書に規定する同条例第4条の規定の施行期日は、平成18年4月1日とする。

障害者自立支援法の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第20号

障害者自立支援法の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則

（鳥取県公害防止条例施行規則の一部改正）

第1条 鳥取県公害防止条例施行規則（昭和47年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(拡声機使用の禁止区域)	(拡声機使用の禁止区域)
第15条の2 条例第58条の2 第1項の規則で定める区	第15条の2 条例第58条の2 第1項の規則で定める区

域は、次に掲げる施設の敷地の周囲からおおむね50メートル以内の区域とする。

- (1) 略
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
- (3)～(6) 略

域は、次に掲げる施設の敷地の周囲からおおむね50メートル以内の区域とする。

- (1) 略
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
- (3)～(6) 略

(鳥取県立保育専門学院学則の一部改正)

第2条 鳥取県立保育専門学院学則（昭和53年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 鳥取県立保育専門学院（以下「学院」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設において児童の保育に従事しようとする者に対し、これに必要な知識及び技能を修得させるとともに、社会福祉精神の<u>かん養</u>を図ることを目的とする。</p> <p>(入学資格)</p> <p>第10条 学院に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 満18歳以上の者で、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設において2年以上児童の保護に従事したもの</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 鳥取県立保育専門学院（以下「学院」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設において児童の保育に従事しようとする者に対し、これに必要な知識及び技能を修得させるとともに、社会福祉精神の<u>かん養</u>を図ることを目的とする。</p> <p>(入学資格)</p> <p>第10条 学院に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 満18歳以上の者で、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設において2年以上児童の保護に従事したもの</p>

(鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正)

第3条 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則（昭和62年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(措置費等の徴収)</p> <p>第3条 知事は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者が</p>	<p>(措置費等の徴収)</p> <p>第3条 知事は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者が</p>

ら、同表の第3欄に掲げる額（その額が同表の第4欄に掲げる額を超えるときは、当該第4欄に掲げる額）を徴収するものとする。ただし、同表の第4欄に掲げる額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。

1 児童福祉法第21条の9第1項の措置（同条第2項の医療に係るものに限る。）	略
略	
3 児童福祉法第23条第1項の母子保護の実施又は同法第27条第1項第3号若しくは第2項の措置（国の設置する児童福祉施設への入所及び次号に掲げるものを除く。）	略
略	

2～4 略

ら、同表の第3欄に掲げる額（その額が同表の第4欄に掲げる額を超えるときは、当該第4欄に掲げる額）を徴収するものとする。ただし、同表の第4欄に掲げる額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。

1 児童福祉法第21条の9第1項の措置（同条第2項第1号の医療に係るものに限る。）	略
略	
3 児童福祉法第23条第1項の母子保護の実施又は同法第27条第1項第3号若しくは第2項の措置（国の設置する児童福祉施設への入所、保護受託者への委託及び次号に掲げるものを除く。）	略
略	

2～4 略

第4条 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(措置費等の徴収) 第3条 知事は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者から、同表の第3欄に掲げる額（その額が同表の第4欄に掲げる額を超えるときは、当該第4欄に掲げる額）を徴収するものとする。ただし、同表の第4欄に掲げる額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。	(措置費等の徴収) 第3条 知事は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者から、同表の第3欄に掲げる額（その額が同表の第4欄に掲げる額を超えるときは、当該第4欄に掲げる額）を徴収するものとする。ただし、同表の第4欄に掲げる額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。
1 児童福祉法第20条第1項の措置（同条第2項の医療に係るものに限る。）	1 児童福祉法第21条の9第1項の措置（同条第2項の医療に係るものに限る。）
略	

2～4 略

2～4 略

(鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第5条 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則(平成9年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表第1(第2条、第5条関係)</p> <p>1 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公共的施設</th> <th style="text-align: center;">特定公共的施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>7 社会福祉施設その他これに類する施設のうちに掲げるもの</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(児童厚生施設のうち児童遊園を除く。)</p> <p>(2)～(11) 略</p> </td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;"> <p>略</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p>	公共的施設	特定公共的施設	略		<p>7 社会福祉施設その他これに類する施設のうちに掲げるもの</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(児童厚生施設のうち児童遊園を除く。)</p> <p>(2)～(11) 略</p>	<p>略</p>	略		<p>別表第1(第2条、第5条関係)</p> <p>1 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公共的施設</th> <th style="text-align: center;">特定公共的施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>7 社会福祉施設その他これに類する施設のうちに掲げるもの</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設(児童厚生施設のうち児童遊園を除く。)</p> <p>(2)～(11) 略</p> </td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;"> <p>略</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p>	公共的施設	特定公共的施設	略		<p>7 社会福祉施設その他これに類する施設のうちに掲げるもの</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設(児童厚生施設のうち児童遊園を除く。)</p> <p>(2)～(11) 略</p>	<p>略</p>	略	
公共的施設	特定公共的施設																
略																	
<p>7 社会福祉施設その他これに類する施設のうちに掲げるもの</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(児童厚生施設のうち児童遊園を除く。)</p> <p>(2)～(11) 略</p>	<p>略</p>																
略																	
公共的施設	特定公共的施設																
略																	
<p>7 社会福祉施設その他これに類する施設のうちに掲げるもの</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設(児童厚生施設のうち児童遊園を除く。)</p> <p>(2)～(11) 略</p>	<p>略</p>																
略																	

(鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部改正)

第6条 鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則(平成17年鳥取県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 医療の給付 児童福祉法第21条の9の6の規定により厚生労働大臣が定める程度の状態の慢性疾患の治療方法に関する研究その他必要な研究に資する医療の給付をいう。</p> <p>(2)～(7) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 医療の給付 児童福祉法第21条の9の2の規定により厚生労働大臣が定める程度の状態の慢性疾患の治療方法に関する研究その他必要な研究に資する医療の給付をいう。</p> <p>(2)～(7) 略</p>

第7条 鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 医療の給付 <u>児童福祉法第21条の5</u>の規定により厚生労働大臣が定める程度の状態の慢性疾患の治療方法に関する研究その他必要な研究に資する医療の給付をいう。</p> <p>(2)～(7) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 医療の給付 <u>児童福祉法第21条の9の6</u>の規定により厚生労働大臣が定める程度の状態の慢性疾患の治療方法に関する研究その他必要な研究に資する医療の給付をいう。</p> <p>(2)～(7) 略</p>

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条、第4条、第5条及び第7条の規定は、同年10月1日から施行する。

鳥取県市町村交付金条例施行規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第21号

鳥取県市町村交付金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県市町村交付金条例（平成18年鳥取県条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 条例及びこの規則に定めるもののほか、条例第1条の市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）に関しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「補助金等交付規則」という。）の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、市町村交付金に関し、補助金等交付規則第4条から第6条まで、第8条第1項及び第10条から第24条までの規定は、適用しない。

(市町村交付金の対象事業)

第3条 条例第2条第1項の規則で定める人件費から除かれる経費は、人件費のうち、次に掲げる経費以外の経費とする。

- (1) 非常勤職員、臨時的任用職員、短期雇用される者及び派遣会社から派遣された者に係る報酬その他の経費
- (2) 施策検討のための委員会その他の法令の規定によらず予算措置により任意に設ける検討組織の委員その他の構成員に係る報償費その他の経費

2 条例第2条第1項及び前項に規定するもののほか、団体等の活動に要する経費に対して県及び市町村その他の団体等が応分の負担を行う場合における当該市町村の負担に要する経費は、市町村交付金の対象経費としな

い。

3 条例第2条第3項の規則で定める市町村交付金対象事業の具体的な内容は、別表に定めるとおりとする。
(最低保証額)

第4条 条例第3条第1項第3号の最低保証額（以下「最低保証額」という。）の総額は、条例第3条第1項第2号の市町村交付金の総額に4分の3を乗じて得られる額を上限とする。

2 市町村ごとの最低保証額（以下「個別最低保証額」という。）は、前項の規定により算出される最低保証額の総額（以下「最低保証額総額」という。）に2分の1を乗じて得られる額を市町村交付金の交付対象となる市町村数で除して得られる額に、最低保証額総額に2分の1を乗じて得られる額を各市町村の財政規模及び財政力指数を勘案して知事が別に定める方法により配分して得られる額を加えて得られる額とする。

(市町村ごとの市町村交付金の額)

第5条 条例第3条第2項に規定する市町村ごとの市町村交付金の交付額は、次の各号に定める額の合計額の範囲内の額とする。

(1) 次のいずれか低い額

ア 個別最低保証額

イ 当該市町村において条例第2条第2項の市町村交付金対象事業（以下「市町村交付金対象事業」という。）に要した額に2分の1を乗じて得られる額

(2) 個別最低保証額を超える事業を実施した市町村にあっては、アの額をイの額で按分して得られる額（以下「調整交付額」という。）

ア 条例第3条第1項第2号の市町村交付金の総額から前号の規定により各市町村に交付する額の合計額を減じて得られる額

イ 各市町村において市町村交付金対象事業に要した事業費の額

2 市町村ごとの調整交付額は、当該市町村において市町村交付金対象事業に要した事業費の額に2分の1を乗じて得られる額から個別最低保証額を減じて得られる額を上限とする。

(市町村交付金の交付)

第6条 市町村交付金の交付を受けようとする市町村長は、毎年度2月末日までに、次の事項を記載した市町村交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 市町村交付金の所要額

(2) 市町村交付金対象事業の事業ごとの内容及び事業費

2 知事は、前項の市町村交付金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、市町村交付金を交付すべきものと認めるときは、条例第3条第2項に規定する期限までに、市町村交付金の交付額を決定し、市町村に対して市町村交付金を交付するものとする。

3 知事は、前項の規定による審査において、市町村交付金の予算額に対して所要額が過大であるとき、その他当該交付申請の内容では市町村交付金の交付目的を達成することができないと認めるときは、交付申請に係る事項に修正を加えて交付決定をすることができる。

4 第1項第2号の事業費の総額は、市町村が申請時までに市町村交付金対象事業として実施した事業又は当該年度中に実施することが確実な市町村交付金対象事業の事業費の総額とする。

5 第1項の市町村交付金交付申請書の様式は、知事が別に定める。

6 知事は、前項の規定により様式を定めたときは、速やかに市町村に対して通知するとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(市町村交付金対象事業の実施)

第7条 市町村交付金の交付を受けようとする市町村長は、条例第3条第2項の規定による市町村交付金の交付額の決定を受けずに、当該事業年度の年度当初から市町村交付金対象事業を実施することができる。

(市町村交付金の交付の方法)

第8条 知事は、市町村からの申出があるときは、個別最低保証額に2分の1を乗じて得られる額（以下「概算

払上限額」という。)を上限として、概算払の方法により毎年度7月末までに市町村交付金を交付するものとする。この場合における市町村交付金交付の手續その他必要な事項は、知事が別に定める。

2 知事は、市町村交付金を概算払上限額まで交付していない場合において、市町村から概算払の方法による市町村交付金の追加の交付の申出があるときは、前項の規定にかかわらず、概算払上限額を上限として、毎年度12月末日までに市町村交付金を追加して交付するものとする。

3 前項の規定による市町村交付金の追加の交付は、当該申出があった日から2週間以内に行うものとする。

(公表の方法)

第9条 条例第3条第1項及び第3項並びに第4条第4項の規則で定める公表の方法は、報道機関へ資料を提供する方法とする。

(市町村交付金対象事業の実績等の報告)

第10条 市町村交付金の交付を受けた市町村長は、当該交付を受けた年度の2月末から翌年度の6月末日までの間に、市町村交付金対象事業実績報告書及び市町村交付金実施結果調書(以下「実績報告書等」という。)を作成し、知事に提出するものとする。

2 市町村交付金対象事業実績報告書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 市町村交付金の所要額の総額
- (2) 市町村交付金対象事業の事業費の総額
- (3) 市町村交付金の対象事業ごとの所要額及びその内訳
- (4) 市町村交付金の対象事業ごとの事業内容

3 市町村交付金実施結果調書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 市町村交付金の活用による成果等の総括
- (2) 市町村交付金の活用による対象事業ごとの成果等
- (3) 市町村交付金制度に対する意見

4 第1項の市町村長は、第2項第3号の市町村交付金の対象事業ごとの所要額が第6条第1項第2号の市町村交付金対象事業の事業ごとの事業費に対応する所要額と同額である場合には、第1項の規定にかかわらず、同項の市町村交付金対象事業実績報告書を提出しないことができる。この場合においては、同項の市町村長は、第6条第1項の市町村交付金交付申請書に第2項第3号及び第4号の事項を記載した書類を添付して知事に提出するものとする。

5 実績報告書等の様式は、知事が別に定める。

6 知事は、前項の規定により様式を定めたときは、速やかに市町村に対して通知するとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(交付事務監査及び評価)

第11条 知事は、実績報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査その他の検査及び市町村交付金の運用に関する意見の聴取を行うものとする。

2 前項の規定による審査及び検査において、市町村交付金が条例及びこの規則並びに補助金等交付規則の規定に基づき適正に執行されていないと認められるときは、当該適正に執行されていない部分に相当する額を、当該審査及び検査に係る市町村交付金の事業年度の翌年度の市町村交付金の交付額から減じるものとする。

3 第1項の規定による審査及び検査において、条例第3条第2項の規定により交付した市町村交付金の額が、県が市町村に対して交付すべき市町村交付金の額を超過していることが判明したときは、当該超過交付額を、当該審査及び検査に係る市町村交付金の事業年度の翌年度の市町村交付金の交付額から減じるものとする。

4 前項の超過交付額に対し、当該超過を生じた事業年度の翌年度の市町村交付金の交付額が不足する場合は、知事は、市町村長に対して当該不足額を返還させるものとする。

5 第1項の規定による審査及び検査において、条例第3条第2項の規定により交付した市町村交付金の額が、県が市町村に対して交付すべき市町村交付金の額に不足していることが判明したときは、当該不足額を、当該審査及び検査に係る市町村交付金の事業年度の翌年度の市町村交付金の交付額に加えるものとする。

6 前項の場合において、県が市町村に対して交付すべき市町村交付金の額の算定に用いる市町村ごとの市町村交付金対象事業の事業費の総額は、第6条第2項の市町村交付金の交付額の対象となった事業費の総額を上回らないものとする。

7 第1項の規定による意見の聴取において市町村交付金の運用に関する意見があったときは、知事は、市町村交付金制度の見直しに当たり、これを参考にするものとする。

(雑則)

第12条 条例及びこの規則に定めるもののほか、市町村交付金に係る事務の円滑かつ適正な執行を図るため必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成21年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

- 1 孤立集落における災害時の通信確保に要する経費
- 2 消防団又は自主防災組織の活動の活性化に要する経費
- 3 地域住民が主体となり、地域の自立又は観光振興につながる新たな活動（地域をあげて多くの住民が参画する活動に限る。）に要する経費
- 4 県内農山村と県外都市部の住民の交流を通じ、将来の県内定住又は中山間地域活性化を促進する活動に要する経費
- 5 喫煙の防止を目的として行われる学校又は地域での活動に要する経費
- 6 地域及び住民が主体となって行う育児支援に要する経費
- 7 公共交通機関利用促進のための住民主体の活動に要する経費
- 8 民俗芸能、伝統芸能等の継承又は地域文化活動の活性化に要する経費
- 9 障害者又は高齢者が自宅において自立した生活を送るための居住環境の整備に対する助成に要する経費
- 10 小規模作業所の整備に対する助成に要する経費
- 11 ひとり親家庭の小・中学生の教育費に対する助成に要する経費
- 12 保育所への家庭支援専任職員の配置に要する経費
- 13 高齢者を対象とした歯科訪問調査及び口腔衛生指導に要する経費
- 14 多胎妊娠妊婦健康診査費に対する助成に要する経費
- 15 個人が行う自然エネルギーの導入に対する助成に要する経費
- 16 歴史的まちなみ又は地域景観の形成に寄与する、建築物等の補修・改修、調査又は啓発活動に要する経費
- 17 商業活動を志向する者への起業支援のために行う、試行的に商業活動が体験できる仮設店舗（チャレンジショップ）の整備等に要する経費
- 18 身体障害者その他の就職困難者に対する就職準備のための助成に要する経費
- 19 県内ふるさと産業の振興を図ることを目的として行う設備導入等への助成に要する経費
- 20 地産地消意識の高揚及び普及定着を図るための活動及び食育に関する取組に要する経費
- 21 新規就農者用の住宅の修繕若しくは家賃又は農地の賃借に対する助成に要する経費
- 22 農地の賃借及び農作業の受託を行う認定農業者等に対する助成に要する経費
- 23 農地、水路、農道、林道その他の農林業生産基盤の補修、小規模改良等に要する経費
- 24 松林所有者等が保全松林の周辺の松くい虫被害木について行う駆除等の支援に要する経費
- 25 小規模森林所有者が自家労力で行う森林施業又は森林整備の助成に要する経費

- 26 地域住民が自ら歩道除雪を行うための活動の支援に要する経費
- 27 文化財（市町村指定が見込まれるものを含む。）の補修又は活用に要する経費
- 28 小・中学校等で行う音楽、演劇等の芸術鑑賞会の開催に要する経費
- 29 人権問題解決のため住民学習を計画又は運営する人権教育推進員の設置に要する経費